

平成二十年内閣府・農林水産省令第二号

漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の施行に伴い、並びに中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十八号）第三十三条の二の規定を実施するため、漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令を次のように定める。

目次

第一章 資産及び負債の評価（第一条～第八条）

第二章 事業報告書等の記載事項等

第一節 総則（第九条～第十四条）

第二節 事業報告書（第十五条）

第三節 貸借対照表（第十六条～第五十二条）

第四節 損益計算書（第五十三条～第五十八条）

第三章 雜則（第五十九条）

附則

第一章 資産及び負債の評価

（資産及び負債の評価）

第一条 漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の貸借対照表及び損益計算書に記載すべき資産及び負債に付すべき価額については、この章の定めるところによるものとする。

（流動資産の評価）

第二条 流動資産については、その取得価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額より著しく低いときは、その価格が取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならぬ。

2 前項の規定は、時価が取得価額より低いときは、時価を付するものとすることを妨げない。

（固定資産の評価）

第三条 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付すとともに、償却すべきものについては、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは又は減損損失を認識すべきときは、相当の減額をしなければならない。

（金銭債権の評価）

第四条 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の減額をすることができる。

2 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。

（有価証券の評価）

第五条 有価証券については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が有価証券の額面金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2 市場価格のある有価証券については、その保有目的により、満期まで所有する意図をもつて保有する債券（以下「満期保有目的の債券」という。）又は満期保有目的の債券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）に区分しなければならない。

3 第二条第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある有価証券について、同条第二項の規定は市場価格のない有価証券について、それぞれ準用する。

第六条 出資による持分については、その取得価額を付さなければならない。

（出資の評価）

2 出資先である法人の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。

（負債の評価）

第七条 負債については、債務額を付さなければならない。ただし、時価又は適正な価格を付すことが適当な負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

第八条 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。ただし、各資産に係る引当金は、当該各資産に対する控除項目として計上するものとする。

第二章 事業報告書等の記載事項等

第一節 総則

（事業報告書等の記載事項等）

第九条 中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（以下それぞれ「事業報告書」、「貸借対照表」及び「損益計算書」といふ。）に記載すべき事項及びその記載の方法は、この章の定めるところによる。

（作成の基本原則）

第十条 事業報告書は、協会の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

（会計方針の注記等）

第十一条 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、第二条第一項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、正当な理由なく、これを変更してはならない。

3 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

4 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

（注記の記載方法）

第十二条 貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

2 特定の科目に関する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

（注記の追加）

第十三条 この章に定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により協会の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に記載しなければならない。

（金額の表示の単位）

第十四条 事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに貸借対照表及び損益計算書に附属する書類に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示することができる。

第二節 事業報告書

第十五条 事業報告書には、次に掲げる事項その他協会の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一 事業の概要

二 過去三年間以上の事業成績及び財務の状況の推移並びにこれらについての説明

四 五 六 七 八 九 十	重要な事項の議決状況 会員数及び出資金の増減 理事及び監事の氏名並びに協会での役職 職員数の増減その他の職員の状況 保証債務の状況 保証収支の状況 基金の状況
十一 十二 十三 十四	資金の状況 保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率（弁済能力比率） 協会が対処すべき重要な課題 決算期後に生じた協会の状況に関する重要な事実
十五	資金の状況 保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率（弁済能力比率） 協会が対処すべき重要な課題 決算期後に生じた協会の状況に関する重要な事実
十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四	資金の状況 保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率（弁済能力比率） 協会が対処すべき重要な課題 決算期後に生じた協会の状況に関する重要な事実 （貸借対照表の様式） 貸借対照表の様式は、勘定式によるものとする。 （区分） 第十七条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、各部にはその部の合計額 （資産の部） 第十八条 資産の部は、流動資産、固定資産及び保証債務見返の各部を設け、各部にはその部の合計額 更に有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の各部に区分しなければならない。 第十九条 前条の各部は、現金及び預金、建物及び構築物その他の資産の性質を示す適當な名称を付した科目に細分しなければならない。 （資産の部） 第二十条 資産の部は、流動資産の部に記載しなければならない。 未収金その他事業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に区分しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち求償権、破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産の部に記載しなければならない。 （預金等） 第二十一条 預金、貸付金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当時の履行期が一年を超えるもの又は超えると認められたものは、投資その他の資産の部に記載することができる。 （取立不能の見込額） 第二十二条 前二条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。 2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。 3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。 （短期保有の有価証券） 第二十三条 決算期後一年以内に償還期限の到来する有価証券は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資その他の資産の部に記載することができる。 2 前条の規定は、前項の有価証券のうち市場価格のないものに準用する。 （前払費用）

2	（時価が著しく低い場合の注記） 第二十五条 重要な流動資産につきその時価が取得価額より著しく低い場合において、取得価額を付したときは、その旨を注記しなければならない。 2 前項の規定は、市場価格のある有価証券に準用する。
3	（有形固定資産の償却） 第二十六条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。 （有形固定資産の減損） 第二十七条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減損損失累計額を控除した残額を記載しなければならない。ただし、減損損失累計額を控除する形式で記載することを妨げない。 2 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。 （建設中の有形固定資産） 第二十八条 建設中又は製作中の有形固定資産は、特別の科目を設けて記載しなければならない。 （無形固定資産の償却及び減損） 第二十九条 無形固定資産については、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した残額を記載しなければならない。 （償却年数等の変更の注記） 第三十条 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記しなければならない。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。 （所有権が留保された固定資産） 第三十一条 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。 （リースにより使用する固定資産） 第三十二条 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載するときは、この限りでない。 （長期前払費用） 第三十三条 第二十四条の規定により流動資産の部に記載した費用の前払以外の費用の前払は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。 （長期金銭債権） 第三十四条 第二十条及び第二十一条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。 2 第二十二条の規定は、前項の金銭債権について準用する。 3 1 前項の規定にかかわらず、第二十条ただし書の規定により投資その他の資産の部に記載された求償権について取立不能のおそれがある場合には、取立不能の見込額を控除する形式で求償権償却引当金の科目をもって記載しなければならない。 （役員に対する金銭債権） 第三十五条 理事又は監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。 （長期保有の有価証券等） 第三十六条 第二十三条の規定により流動資産の部に記載した有価証券以外の有価証券は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。 2 前項の規定は、出資による持分について準用する。

3 第二十二条の規定は、第一項の規定により投資その他の資産の部に記載すべき有価証券のうち市場価格のないものに準用する。
(担保に供されている資産)

第三十七条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。
(保証債務見返)

第三十八条 保証債務の額は、保証債務見返の部に記載しなければならない。

第三十九条 負債の部は、流動負債、固定負債、特別法上の準備金及び保証債務の各部に区分しなければならない。

第四十条 前条の各部は、短期借入金、長期借入金その他の負債の性質を示す適當な名称を付した科目に細分しなければならない。
(未払金等)

第四十一条 未払金その他事業取引によつて生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。
(借入金等)

第四十二条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するものは到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。
(納付準備金)

第四十三条 協会が法第六十九条第一項又は第二項に規定する保険関係(以下単に「保険関係」という。)に基づき独立行政法人農林漁業信用基金に對して負う回収して納付すべき額は、固定負債の部に納付準備金の科目をもつて記載しなければならない。
(特別準備金)

第四十四条 特定の政策目的の実現に資する資金の円滑な供給に資するため、協会が求償権の償却その他協会の財務基盤の強化を図るために要する経費として都道府県その他の団体から助成された金銭は、固定負債の部に特別準備金の科目をもつて記載しなければならない。
(長期金銭債務)

第四十五条 第四十二条の規定により流動負債の部に記載された金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。
(役員に対する金銭債務)

第四十六条 理事又は監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務は、その総額を注記しなければならない。
(損害賠償義務等)

第四十七条 手形廻求義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない。
(債務保証損失引当金)

第四十八条 債務保証の損失に備えるための引当金は、負債の部に債務保証損失引当金の科目をもつて記載しなければならない。

2 前項の債務保証の損失に備えるための引当金は、事業年度終了の時の保証残高を被保証者の被保証債務の履行状況その他の状況に応じて被保証者ごとに区分し、当該区分ごとの事故率(被保証者の区分ごとの保証残高に対する弁済した保証債務の額の総額の割合をいう。)及び回収不能率(協会が保証債務の弁済をしたことにより取得した求償権の額に対する当該求償権の額から求償権の行使により取得した額及び償却した求償権の額を控除した額の割合をいう。)を用いた合理的な基準により算出しなければならない。

3 前項の事故率及び回収不能率は、直近の事業年度を最終事業年度とする三年以上(履行状況が正常なものにあつては、一年以上)の連続した期間を算定期間(事故率及び回収不能率を合理的に算定するために必要な期間をいう。)とし、三以上の算定期間を用いて算出しなければならない。

(保証責任準備金)

第四十九条 協会が保証業務を行う場合において、通常の予測を超えて発生する事故による損失に備えるための準備金は、特別法上の準備金の部に保証責任準備金の科目をもつて記載しなければならない。

2 前項の準備金は、保証債務の額を基礎として付録に掲げる算式により算出しなければならない。

第五十条 純資産の部は、出資金、交付金、繰入金、準備金、繰越利益金又は繰越欠損金及び当期利益金又は当期損失金の各部に区分しなければならない。

2 その他有価証券につき時価を付するものとした場合には、その有価証券の評価差額金(当期利益金又は当期損失金として計上したものを除く。)は、前項の規定にかかわらず、純資産の部に別にその他有価証券評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

(交付金)

第五十一条 法第四十三条第一項に規定する都道府県その他の団体から交付された金銭は、純資産の部に交付金の科目をもつて記載しなければならない。

(貸借対照表の記載方法)

第五十二条 貸借対照表の記載方法については、第十六条から前条までの規定によるほか、別紙様式第一号の定めるところによる。

第四節 損益計算書

(損益計算書の様式)

第五十三条 損益計算書の様式は、勘定式によるものとする。
(区分)

第五十四条 損益計算書には、経常損益の部及び特別損益の部を設けなければならない。
(経常損益の部)

第五十五条 経常損益の部は、保証料、保険料その他の収益又は費用の性質を示す適當な名称を付した科目に細分しなければならない。

(特別損益の部)

第五十六条 特別損益の部には、固定資産売却損益その他の異常な利益又は損失について、その内容を示す適當な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期損益)

第五十七条 経常損益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、当期利益金又は当期損失金として記載しなければならない。

(損益計算書の記載方法)

第五十八条 損益計算書の記載方法については、第五十四条から前条までの規定によるほか、別紙様式第一号の定めるところによる。

第三章 雜則

(貸借対照表及び損益計算書に附属する書類)

第五十九条 貸借対照表及び損益計算書に附属する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 純資産の部の増減

二 長期借入金及び短期借入金の増減

三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却の明細

四 資産の担保権の明細

五 有価証券の明細

六 納付準備金内訳

七 保証責任準備金内訳

八 特別準備金内訳

九 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

- 十 役員との取引の明細
十一 役員に支払った報酬額

十二 共通収益及び費用配賦率
二 貸借対照表及び損益計算書に附属する書類には、前項に掲げる事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。
三 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、貸借対照表及び損益計算書に附属する書類にその変更の理由を記載しなければならない。ただし、変更が軽微であるときは、この限りでない。

四 貸借対照表及び損益計算書に附属する書類の記載方法については、前各項の規定によるほか、別紙様式第三号の定めるところによる。

附 則

1 この命令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定については、平成二十一
年四月一日から施行する。

2 保証責任準備金については、当分の間、第四十九条第二項の規定にかかるらず、区分された資金種類ごとに付録に掲げる算式により算出される額の合計額が前年度までに積み立てられた保証責任準備金の額を超える場合には、その超える額に六分の一を乗じて得た額に前年度までに積み立てられた保証責任準備金の額を加えた額とすることができる。

附 則（平成二一年四月二〇日内閣府・農林水産省令第六号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二八日内閣府・農林水産省令第六号）

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

付 錄

（第四十九条関係）

A×6／1000+B×1／100-C

Aは、事業年度終了の時に負っている保証債務（翌事業年度において、中小漁業者等（法第二条第一項に規定する中小漁業者等をいう。）が法第二条第二項に規定する金融機関に対して返済すべき債務に係る保証債務の額を除く。Bにおいて同じ。）のうち、保険関係が成立していないものの額Bは、事業年度終了の時に負っている保証債務のうち、保険関係が成立していないものの額Cは、事業年度終了の時に保有する特別準備金のうち、通常の予測を超えて発生する事故による損失に備えるためのものに相当するものとして積み立てられている額

別紙様式第1号

資 産		負 債		純資産	
科 目	金 額	内 説		内 説	
		保証業務	促進業務	保証業務	促進業務
(資産の部)					
I 流動資産	×	×	×	△	×
1. 現金及び預金	×	×	×	×	×
2. 有価証券	×	×	×	×	×
3. 未収料金	×	×	×	×	×
4. 前受費用	×	×	×	×	×
5. 未収利益	×	×	×	×	×
6. 短期貸付金	×	×	×	×	×
7. その他流動資産	×	×	×	×	×
貸倒引当金	△	×	△	△	×
II 固定資産	×	×	△	△	×
1. 有形固定資産	×	×	×	×	×
建物及び構築物	×	×	×	×	×
減価償却累計額	△	×	△	△	×
計	(x)	(x)	(x)	(x)	
車両運搬具	×	×	×	×	×
減価償却累計額	△	×	△	△	×
計	(x)	(x)	(x)	(x)	
工具器具備品	×	×	×	×	×
減価償却累計額	△	×	△	△	×
計	(x)	(x)	(x)	(x)	
土地	×	×	×	×	×
建設仮勘定	×	×	×	×	×
2. 無形固定資産	×	×	×	×	×
ソフトウェア	×	×	×	×	×
電話加入権	×	×	×	×	×
その他の無形固定資産	×	×	×	×	×
3. 投資その他の資産	×	×	×	×	×
長期預金	×	×	×	×	×
投資有価証券	×	×	×	×	×
外部出資金	×	×	×	×	×
差入保証金	×	×	×	×	×
長期貸付費用	×	×	×	×	×
長期預付金	×	×	×	×	×
求償權	×	×	×	×	×
水債権引当金	△	×	△	△	×
計	(x)	(x)	(x)	(x)	
その他の資産	×	×	×	×	×
貸倒引当金	△	×	△	△	×
III 保証債務見返	×	×	×	△	×
資 産 合 計					
(負債の部)					
I 流動負債	×	×	△	△	×
1. 短期借入金	×	×	×	×	×
2. 1年以上取次料定期借入金	×	×	×	×	×
3. 未払法人税	×	×	×	×	×
4. 前受収益	×	×	×	×	×
5. 未払費用	×	×	×	×	×
6. 貸引当金	×	×	×	×	×
7. その他流動負債	×	×	△	△	×
II 固定負債	×	×	△	△	×
1. 長期借入金	×	×	△	△	×
2. 純資産引当金	×	×	△	△	×
3. 純資産準備金	×	×	△	△	×
4. 引当金	×	×	△	△	×
5. 債務引証損失引当金	×	×	△	△	×
6. 当期損失引当金	×	×	△	△	×
7. 特別法上の準備金	×	×	△	△	×
8. 特別法上の準備金	×	×	△	△	×
III 保証債務	△	△	△	△	△
IV 保証債務	△	△	△	△	△
負債合計	(())	(())	(())	(())	(())
(純資産の部)					
1. 出資金	×	×	△	△	△
2. 交付金	×	×	△	△	△
3. 純資産	×	×	△	△	△
4. 債務	△	△	△	△	△
5. 純額欠損金	△	△	△	△	△
6. 純利潤金（又は当期損失金）	△	△	△	△	△
7. その他有価証券評価差額金	△	△	△	△	△
純資産合計	(())	(())	(())	(())	(())
負債及び純資産合計					

(記載上の注意)
1 重要な点のぞくいのと餘り、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載すること妨げない。なお、特定の科目に関する注記については、その用語が明らかならよう記載すること。
(1) 漁業信用基金協会が将来にわたって債務を負担するとの前提（以下「継続基金合会の前提」という。）に重要な新義を生じさせらるうな事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を軽減し、又は改善するための対応をしてもらな継続基金協会の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
①当該事象又は状況を軽減し、又は改善するための対応策
②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当直重要な不動産賃貸が認められる旨及びその理由

④ 当直重要な不動産の賃貸借台帳、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理及び附属する書類に反映しているか否かの別

(2) 計算用紙の複数枚

(3) 固定資産の償却額と、残存額の変更

(4) リースによる使用料の変更。ただし、資本化するものを除く。

(5) 所有形が留保された固定資産

(6) 会員に対する金利償還・債務

(7) 相続(係れられている場合)

(8) その他適用した重要な会計手続

(9) 会計方針又は記述方針を変更したときは、その普及及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りない。

(10) 以上のほか、財務の状況を正確に理解するために必要な事項

(11) 会等にに基づき、この様式に掲載するための料以外の料を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な条件を付し、適切な場所に記載すること。

該款(11)に該款(10)を記載せざる者とし、該款(10)に該款(11)を記載せざる者は、一括して記載して差し支えない。なお、統括料目に「記載紙」の重要な意味や該款(11)について、「その性質に応じて適切な条件を付し、料をまとめて、記載せよ」とある。

別紙様式第2号

別紙様式第3号
○ 貸借対照表及び損益計算書に附属する書類

1 純資産の部の増減

区分	前年度末残高	本年度增加額	本年度減少額	本年度末残高	(金額単位：円)
出資金					
交付金					
繰入金					
準備金 (繰越欠損金△)					
繰越利益金 (繰越欠損金△)					
当期利益金 (当期損失金△)					
その他有価証券評価差額金					
合計					

(記載上の注意)
摘要は、本年度増加額及び本年度減少額の内容を注記すること。

2 長期借入金及び短期借入金の増減

(1) 長期借入金の増減				(金額単位：円)
借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高 (うち1年以内返済予定額)
				()
				()
合計				()

(2) 短期借入金の増減					(金額単位：円)
借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	
1年以内返済予定の長期借入金					
合計					

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却の明細

区分	資産の種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	(金額単位：円)	
						本年度末減価償却累計額又は償却累計額	うち本年度償却額
有形固定資産	建物及び構築物						
	車両・運搬具						
	工具器具備品						
	計						
無形固定資産	ソフトウェア						
	電話加入権						
	計						
投資その他の資産	長期前払費用						
	外一部出資金						
	計						

4 資産の担保権の明細

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高
計				

(記載上の注意)
期末に残高がある場合のみ作成すること。

5 有価証券の明細

(1) 流動資産として計上された有価証券

		種類及び銘柄	取得価額	額面 金額	貸借対照表 計上額	本年度費用 に含まれた 評価差額	摘要
市場 価格 の ある も の							
その 他 有 価 證 券							
計							
市場 価格 の ない も の							
計							
		貸借対照表 計上額合計					

(2) 投資その他の資産として計上された有価証券

		種類及び銘柄	取得価額	額面 金額	貸借対照表 計上額	本年度費用 に含まれた 評価差額	摘要
市場 価格 の ある も の							
その 他 有 価 證 券							
計							
市場 価格 の ない も の							
計							
		貸借対照表 計上額合計					

6 納付準備金内訳

(金額単位：円)

区分	前年度末現在 借却累計	本年度繰入・戻入額			本年度末現在 借却累計
		増加額	減少額	うち借却	
近代化資金					
一般資金等	金融公庫資金				
	経営改善促進資金				
	一般緊急融資金				
	借替緊急融資金				
	その他一般資金				
	副保証				
	計				

7 保証責任準備金内訳

(金額単位：円)

区分	全額	内訳						
		近代化資金	金融公庫資金	経営改善促進資金	一般緊急融資金	借替緊急融資金	その他一般資金	副保証
保証債務 (A)								
保証債務 (B)								
本年度末必要額 (C) = (D) + (E)								
(D) = (A) × 6/1,000								
(E) = (B) × 1/100								
本年度末特別準備金積立額 (F)								
本年度末保証責任準備金積立基礎額 (G) = (C) - (F)								
前年度末保証責任準備金計上額 (H)								
本年度末保証責任準備金繰入・戻入 (△) 額 (I) = (G) - (H) (又は (J) - (L))								
本年度末保証責任準備金対照実績額 (J) = (H) + (I)								

(記載上の注意)

- 保証債務 (A) は、年度末における保険に付されている保証債務の額（翌事業年度約定返済元相当額を除く）を記載すること。
- 保証債務 (B) は、年度末における保険に付されていない保証債務の額（翌事業年度約定返済元相当額を除く）を記載すること。
- 本年度末特別準備金積立額 (F) は、保証責任準備金に相当するものとして積み立てられている額を記載すること。
- 附則第2項に基づき本年度保証責任準備金繰入・戻入 (△) 額を算定する場合には、「本年度責任準備金繰入・戻入 (△) 額 (I) - (L)」と記載し、下表により本年度保証責任準備金繰入・戻入 (△) 額を算定すること。

(附則第2項に基づく本年度保証責任準備金繰入・戻入 (△) 額算定表)

(金額単位：円)

区分	全額	内訳						
		近代化資金	金融公庫資金	経営改善促進資金	一般緊急融資金	借替緊急融資金	その他一般資金	副保証
本年度末保証責任準備金積立基礎額 (G)								
前年度末保証責任準備金計上額 (H)								
積立過不足額 (K) = (G) - (H)								
本年度繰入・戻入 (△) 額 (K) が正の場合 (L) = (K) × 1/6 (K) が負の場合 (L) = -(K)								

(記載上の注意)

積立過不足の正・負の判定は、全ての資金ごとに行うこと。

8 特別準備金内訳

(金額単位：円)

区分	合計	資金別内訳					
		近代化資金	金融公庫資金	経営改善促進資金	一般緊急融資資金	信託資金	その他一般資金
特別準備金							
前年度末残高							
本年度受取利息							
受取利息金							
償却求償権回収額							
増加額							
	計						
本年度償却費用							
水債権回収費用							
減少							
	計						
特別準備金							
本年度末残高							
積立額の内訳							
債務保証損失引当金見合額							
保証責任準備金見合額							
水債権回収損失引当金見合額							
上記以外の積立額							
保証債務							
前年度末残高							
保証額							
本年度増減額							
保証額							
本年度末残高							
水債権							
前年度末残高							
本年度増減額							
水債権							
本年度末残高							

(記載上の注意)

- 1 受取利息金は、新規府機その他の団体からの特別準備金として受け入れた額を記載すること。
- 2 債却債務の回収額は、債務元に回収された額のうち特別準備金に相当する額を記載すること。
- 3 上記以外の積立額は、受取利息金のうち、将来の債務保証損失引当金、保証責任準備金及び水債権回収損失引当金の見合い額として充てたための額を記載すること。
- 4 保証債務及び水債権の欄は、特別準備金の対象として整理している案件に係る金額を記載すること。

9 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

(1) 求償権償却引当金内訳

(金額単位：円)

区分	本年度末求償権残高 (A)	本年度末保険金受領額等 (B)	本年度末漁業信用基金協会負担求償権残高 (C) = (A - B)	前年度末求償権償却引当金 (D)	本年度繰入・戻入額			本年度末求償権償却引当金 (H) = (D+G)	本年度末引当率 (I) = (H/C) × 100		
					増加額 (E)	減少額 (F)					
						目的使用	その他				
近代化資金											
一般資金等	金融公庫資金										
	経営改善促進資金										
	一般緊急融資資金										
	借替緊急融資資金										
	その他一般資金										
	副保証										
合計											

(記載上の注意)

- 1 求償権残高は、年度末における求償権の額を記載すること。
- 2 保険金受領額等は、年度末の当該求償権に係る独立行政法人農林漁業信用基金から支払を受けた保険金及び支払を受けることが予定されている保険金の額を記載すること。

(2) 債務保証損失引当金内訳

区分		本年度末 保証債務 (A)	保険てん補率 (B)	本年度末漁業信用 基金協会負担保証 債務 (C) = (A) × (1 -B) / 100	前年度末債務 保証損失引当 金 (D)	本年度繰入・戻入額			本年度末債務保 証損失引当金 (H) = (D+G)	本年度末引当率 (I) = (H/C) × 100
						増加額 (E)	減少額 (F)	繰入・戻入 (△) 額 (G) = (E-F)		
近代化資金	保険に付しているもの			70						
				80						
	保険に付していないもの									
	計									
資金融通公庫	保険に付しているもの			70						
				80						
	保険に付していないもの									
	計									
促進資金改善	保険に付しているもの			80						
	保険に付していないもの									
	計									
一般資金等	保険に付しているもの			80						
	保険に付していないもの									
	計									
融資資金等	保険に付しているもの			80						
	保険に付していないもの									
	計									
一般資金等	保険に付しているもの			70						
				80						
	保険に付していないもの									
	計									
副保証	保険に付しているもの			70						
				80						
	保険に付していないもの									
	計									
合 計										

(3) その他の引当金の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金					
退職給付引当金					

10 役員との取引の明細

(金額単位：円)

区分	氏名又は名称	取引の内容	取引金額		摘要
			支給人員	支給額	
理 事					
監 事					

(記載上の注意)

「取引の内容」の欄には、取引の種類（製品その他の財産の譲渡、金銭の貸借等の別）、物件の種類、取引の条件等を具体的に記載する。なお、譲渡した財産の帳簿価額等を脚注とするか、又は「摘要」の欄に記載すること。

11 役員に支払った報酬額

(単位：人、円)

区分	理 事		監 事		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
報 酬							
退任慰労金							

12 共通収益及び費用配賦率

		近 代 化 資 金		%
		金融公庫資金	%	
共通収益配賦率	基金平均残高割	一 般 資 金 等	経営改善促進資金	%
			一般緊急融資資金	%
			借替緊急融資資金	%
			その他一般資金	%
			副 保 証	%
			近 代 化 資 金	%
共通費用配賦率	保証平均残高割	金融公庫資金	%	
		経営改善促進資金	%	
		一般緊急融資資金	%	
		借替緊急融資資金	%	
		その他一般資金	%	
		副 保 証	%	
	保証件数割	金融公庫資金	%	
		経営改善促進資金	%	
		一般緊急融資資金	%	
		借替緊急融資資金	%	
		その他一般資金	%	
		副 保 証	%	